

リクソーコモディティーズ トムソン・ロイター
／コアコモディティー CRB(除くエネルギー)TR UCITS ETF
LYXOR COMMODITIES THOMSON REUTERS
／CORECOMMODITY CRB EX-ENERGY TR UCITS ETF
旧名称:LYXOR ETF COMMODITIES THOMSON REUTERS
／JEFFERIES CRB EX-ENERGY TR

フランス籍指数連動型上場外国投資信託

交付運用報告書

作成対象期間(計算期間)

第 12 期

2017 年 7 月 1 日～2018 年 6 月 29 日

〈お知らせ〉

運用報告書は、法令の改正により「交付運用報告書」と「運用報告書(全体版)」に分けて作成することとなりました。本書は「交付運用報告書」です。「運用報告書(全体版)」は下記の方法にて閲覧または入手していただけます。

第 12 期末(2018 年 6 月 29 日)		
基準価額	ユニット Acc	16.797 ユーロ
	ユニット米ドル	-
ファンド純資産総額		118,419,575.98 ユーロ
第 12 期 (2017 年 7 月 1 日～2018 年 6 月 29 日)		
パフォーマンス	ユニット Acc	-2.72%
	ユニット米ドル	-
1 口当たり分配金額	ユニット Acc	-
	ユニット米ドル	-

(注 1) 本ファンドには、ユニット Acc (旧名称: ユニット C-ユーロ)、ユニット C-米ドルおよびユニット米ドルの 3 つのクラスが存在し、本ファンド自体の計算期間としては、2018 年 6 月 29 日が第 12 期の末日となります。ユニット C-米ドルについては、一部、本書による報告は行われません。以下同じです。

▶運用報告書(全体版)は受益者の御請求により交付されます。
交付をご請求される方は、販売会社までお問い合わせください。

受益者の皆様へ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。さて、「リクソーコモディティーズ トムソン・ロイター／コアコモディティー CRB(除くエネルギー)TR UCITS ETF」(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)は、このたび、第 12 期の決算を行いました。当ファンドは、トムソン・ロイター／コアコモディティーCRB(除くエネルギー)トータル・リターン指数への連動を目指して運用を行いました。当ファンドのユニット Acc、ユニット C-米ドル、ユニット米ドルの今期の運用経過等について、以下の通りご報告いたします。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

その他記載事項

▶ 当ファンドは、約款において運用報告書(全体版)に記載すべき事項を、電磁的方法によりご提供する旨を定めております。同書は、当ファンドの管理会社の日本の関係会社であるリクソー投資株式会社のウェブサイト(<https://www.lyxor.co.jp/about-lyxor-group/etf/>)において電磁的方法により提供しております。

◆管理会社

リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメント
(LYXOR INTERNATIONAL ASSET MANAGEMENT)

I. ファンドの仕組み（運用方針を含む）

管理会社 リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメント
17, cours Valmy - 92987 Paris La Défense Cedex.

保管会社 ソシエテ・ジェネラル (SOCIÉTÉ GÉNÉRALE)
75886 Paris Cedex 18.

引受会社 ソシエテ・ジェネラル
75886 Paris Cedex 18.

法定監査人 プライスウォーターハウスクーパース監査部門 (PRICEWATERHOUSE COOPERS AUDIT)
63, rue de Villiers - 92208 Neuilly-sur-Seine Cedex.

投資および運用に関する情報

分類:

リクソーコモディティーズ トムソン・ロイター／コアコモディティ CRB (除くエネルギー) TR UCITS ETF (以下「当ファンド」と表記) は指数連動型 UCITS ETF です。

分配可能額の決定および配分の条件:

ユニット米ドル : 分配可能額の全額または一部を年 1 回以上資本に繰り入れる、あるいは分配するかを決める権利は、管理会社にあります。

ユニット Acc : 分配可能額は全額資本に繰入れられます。

運用目的:

当ファンドの運用目的は、当ファンドのパフォーマンスとトムソン・ロイター／コアコモディティ CRB (除くエネルギー) トータル・リターン指数 (以下「ベンチマーク指数」と表記) のパフォーマンスとの間のトラッキング・エラーを、可能な限り最小限に保ちながら、ユーロに換算された米ドル建てのベンチマーク指数のパフォーマンスを複製 (リプリケーション) することにより、国際商品市場に対するエクスポージャーを得ることです。

当ファンドは、従って、商品、特に金属および農産物 (ソフトコモディティ) の変動のリスクにさらされます。

予想される通常の市場環境の下でのトラッキング・エラーは 0.08% です。

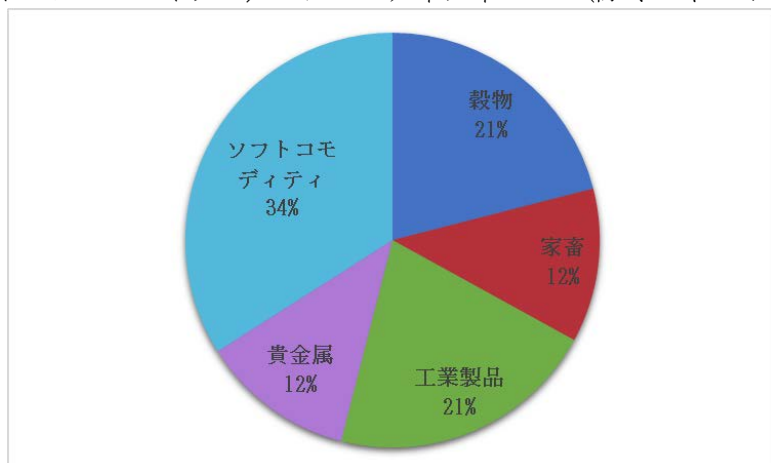
ベンチマーク指数:

ベンチマーク指数は、トムソン・ロイター／コアコモディティ CRB (除くエネルギー) トータル・リターン指数 (正味分配金再投資) です。

当ファンドがリプリケーションするベンチマーク指数は「トータル・リターン」型で、ベンチマーク指数のパフォーマンスは、証拠金に対する (91 日物財務省証券のレートによる) 利息を含みます。

ベンチマーク指数は、ロイターにより算出され公表される、エネルギー分野の有価証券を除く商品先物契約の指数で、対象商品の比率は下図の通りです。

トムソン・ロイター／コアコモディティ CRB (除くエネルギー) トータル・リターン



これらのコモディティの値動きは、これらの商品の先物契約の価格に応じてベンチマーク指数に反映されます。

これらの先物契約は、ニューヨークの商品取引所（COMEX、NYBOT）シカゴの商品取引所（CBOT、CME）およびロンドン金属取引所（LME）に上場されています。

構成要素のパフォーマンスの組入比率は、十分な多様性を維持しつつ、経済における各商品の重要性に従うように、ベンチマーク指数計算代理人によってあらかじめ決められています。

構成比率は、各構成要素に対する均一のエクスポージャーを維持し、かつ多様性の水準を保つために、毎月再調整されます。

ベンチマーク指数を構成するために使用される方法論の十分な説明ならびにベンチマーク構成銘柄の構成およびそれぞれの組入比率に関する情報は、<http://online.thomsonreuters.com/indices> で入手可能です。

追跡されるパフォーマンスは、ベンチマーク指数の終値のパフォーマンスです。

ベンチマーク指数のパフォーマンスの算出

「t 日」におけるベンチマーク指数のパフォーマンスは、該当する対象商品の比率によって加重された、ベンチマーク指数を構成する先物契約の価格の算術平均に、証拠金に対する（91 日物財務省証券のレートによる）利息を加えたものに基づきます。

「t 日」とは、ニューヨーク・マーカンタイル取引所における取引日を意味します。

「r 日」とは、ニューヨーク・マーカンタイル取引所における暦月の 6 取引日目を意味します。

ベンチマーク指数の各構成要素の比率は、r 日毎にリバランスされ、目標水準に調整されます。

各 t 日に対し、それに対応する最終リバランス日である r 日が存在します。リバランス日に該当する t 日については、直前のリバランス日が r 日となります。

$W(i)r$ は、r 日におけるベンチマーク指数の先物契約 i の目標比率を意味し

$$\forall w(i)_r, 0 \leq w(i)_r \leq 1$$

$$\sum_{i=1}^{15} w(i)_r = 1$$

となります。

$Evol(i)t$ は、t 日における、対応する r 日以降の先物契約 i の価格の変化を意味します。

$F(i)t$ は、t 日における先物契約 i の価格を意味します。

$$Evol(i)_t = \prod_{d=r+1}^t \left(\frac{F(i)_d}{F(i)_{d-1}} \right)$$

$Ind t$ は、t 日におけるベンチマーク指数の最終の評価額です。

したがって

$$Ind_t = \sum_{i=1}^{15} w(i)_r \times Ind_r \times Evol(i)_t$$

となります。

このように、 $Ind r$ で表される指数の評価額は、リバランスの r 日から 1 取引日目である t 日に再計算されます。したがって、リバランスの r 日から 1 取引日目である t 日については、 $Ind r$ の値は $Ind t-1$ の値に等しくなります。

変化の算出には、満期日が最も近い先物契約が用いられます。

先物契約が満期を迎えると、同一の原資産に関する満期日が最も近い先物契約と置き換えられます（「ロールオーバー」）。

先物契約は、毎月ニューヨーク・マーカンタイル取引所における暦月の第 4 取引日目にロールオーバーされます。

証拠金に対する（91 日物財務省証券のレートによる）利息は以下のように算出されます。

$IndTR t$ は、t 日におけるベンチマーク指数の終値を意味します。

$$IndTR_t = IndTR_{t-1} \times (1 + TB_t)^{Days-1} \times (Ind_t / Ind_{t-1} + TB_t)$$

このとき、「Days」は t 日から t-1 日までの暦日数を意味します。

$$TB_t = \left[\frac{1}{1 - \frac{91}{360} \times TBR_{t-1}} \right]^{\frac{1}{91}} - 1$$

「 TBR_{t-1} 」は、 $t-1$ 日における91日物財務省証券国債金利を意味します。ベンチマーク指数の算出は、コモディティーへの直接投資ではなく、先物契約への間接投資に基づいて行われるため、UCITSのパフォーマンスは、これらの先物契約を月次で更新または「ロールオーバー」する費用により影響を受ける可能性があります。この現象は、特に当ファンドの受益証券に長期で投資する場合に、UCITSのパフォーマンスと当該先物の原資産のパフォーマンスとの差異に、重要な意味でマイナスの影響を及ぼし、かつ、累進的な影響を与える可能性があります。

投資戦略: 投資戦略

当ファンドは、2009年7月13日付欧州指令2009/65/ECに規定されている投資規則に従います。当ファンドは、ベンチマーク指数のパフォーマンスとの相関関係を可能な限り最大限に追求し、その投資目的の達成を可能とするために、1つ以上の店頭取引スワップ契約の締結という間接的な複製（リプ리케이션）方法を採用します。これらのスワップ契約は、現金および／または貸借対照表上の資産（担保として受領したすべての有価証券を除く。）から構成される当ファンド資産の評価額を、ベンチマーク指数を構成する有価証券の評価額に交換することを目的とします。当ファンドが資産として保有する有価証券は、ベンチマーク指数を構成する有価証券、ならびに小型株を含む、あらゆる証券取引所に上場されているすべての経済セクターの他の国際的な銘柄から構成されています。

資産として保有するバスケットは、その評価額が通常純資産の100%以上となるように日次調整される可能性があります。この調整は、必要な時に、この調整は、必要な時に、当該スワップ契約に起因するカウンターパーティ・リスクを中和させるために行われます。

(i) 当ファンドのポートフォリオに含まれる貸借対照表上の資産の最新のバスケット構成および(ii) 当ファンドによる先物取引の市場価値に関する情報は、www.lyxoretf.comの当ファンド専用ページで入手可能です。また、当該情報の更新回数および／または更新日もwww.lyxoretf.comの当ファンド専用ページに掲載されています。

当ファンドは、そのエクスポージャー管理の一環として、その資産の20%まで、ベンチマーク指数の各構成要素への投資が可能とされています。この20%の制限は、ベンチマーク指数の各構成要素に対するエクスポージャーを20%に制限するベンチマーク指数の計算方法に従って、ベンチマーク指数の各リバランス日に確認され、当該計算方法は、当該制限を目的としてベンチマーク指数のスポンサーまたは計算代理人により行われます。ベンチマーク指数によって表章される構成銘柄の入手可能な数量に悪影響を及ぼす気候もしくは経済の条件、またはベンチマーク指数を構成するいずれかの先物契約の流動性に影響するその他の事象の好ましくない変化の後に発生する可能性があります。この20%の制限は、市場の例外的な状況により正当化されることが立証される場合、一定の有価証券が著しく優勢となる、および／またはベンチマーク指数に表章される構成要素に関する先物契約の価格のボラティリティーが高い場合、35%まで増やすことができます。

ベンチマーク指数の算出方法は、コモディティーへの直接投資ではなく、先物契約への間接投資に基づくため、当ファンドのパフォーマンスは、これらの先物契約の月次の更新（「ロール」）に関する費用の影響を受ける可能性があります。

この現象は、特に当ファンドの受益証券に長期で投資する場合に、当ファンドのパフォーマンスと当該先物の原資産のパフォーマンスとの差異に、重要な意味で潜在的なマイナスの累進的な影響を与える可能性があります。

貸借対照表上の資産（組込デリバティブを除く）

当ファンドは、法定の比率に従い、小型株を含む、あらゆる証券取引所に上場されているすべての経済セクターの国際的な銘柄を保有することができます。

これらの銘柄は、下記の基準に従い選定されます。

以下の点で適格性を有すること。

- 主要市場指数に属すること。

- 流動性（一日平均取引高および市場時価総額に適用される最低限の閾値）
- 発行体の本店が所在する国における格付（要件としてスタンダード・アンド・プアーズによる格付における最低限の閾値またはそれと同等のもの）。
- 以下の点で分散性を有すること。
 - o 発行体（フランス通貨金融法典第 R214-21 条に規定される適格資産としての譲渡可能証券の集団投資事業（以下「UCITS」と表記）に適用される比率に適合する。）
 - o 地理的領域
 - o セクター

上記適格性および分散性の基準、特に適格とされる指数のリストに関する詳細は、www.lyxoretf.com をご覧ください。

指令 2009/65/EC に従い、UCITS への投資は、当ファンドの純資産の 10% を上限とします。当該投資の一部として、当ファンドは管理会社が管理する UCITS または管理会社と関連する会社のユニットまたは持分証券を引受けることができます。管理会社は、フランス以外の国の法令に基づき設立されたオルタナティブ投資ファンド（AIF）または投資信託のユニットまたは持分証券には投資しません。

下記 8. 記載の条件および制限に従い、当ファンドが担保として有価証券を受領する場合も、その所有権を全て所有する形により当ファンドが受領することを前提として、当ファンドがその所有権のすべてを所有する形により受領した貸借対照表上の資産を構成することになります。

将来の当ファンドの運用の最適化の一環として、管理会社は、運用目標を達成するために、規制の範囲内で、その他の金融商品を利用する権利を有しています。

オフバランス資産（デリバティブ商品）

当ファンドは、（上記 1. の記載に従い）指数連動型店頭取引スワップを利用することにより、当ファンドの資産の評価額を、ベンチマーク指数の評価額に交換します。

将来の当ファンドの運用の最適化の一環として、管理会社は、運用目標を達成するために、規制の範囲内で、指数連動型スワップ以外の先物金融商品等を含むその他の金融商品を利用する権利を有しています。

これらの先物金融商品全般に関して、管理会社は、その最良執行方針に従い、最善の結果を得ることを可能にするカウンターパーティがソシエテ・ジェネラルであると考えており、これらの先物金融商品（指数連動型スワップを含みます。）は、事前にカウンターパーティ数社を交えた公開競争を実施することなく、ソシエテ・ジェネラルをカウンターパーティとすることができます。

当該先物金融商品のカウンターパーティは、当ファンドの運用ポートフォリオの構成についても、先物金融商品の原資産についても、一切裁量権を有しません。

- トータル・リターン・スワップ（以下「TRS」と表記）の対象とすることが可能な運用資産の割合の上限：運用資産の 100% とします。
- TRS の対象とすることが可能な運用資産の予想割合：運用資産の 100% を上限とします。

組込デリバティブ証券

該当するものではありません。

預け金

当ファンドは、効率的なキャッシュマネジメントを行うために、その純資産の 20% を上限として、同じグループに所属する貸付機関に預金することができます。

現金借入

当ファンドは、その純資産の 10% を上限として、一時的に借入を行うことができます。

有価証券の一時的な取得および売却取引

該当するものではありません。管理会社は、有価証券の一時的な取得および/または売却取引を行うことができません。

担保

特に当ファンドにおいて店頭取引のフォワード・スワップ契約が利用される場合など、投資戦略の実行によって当ファンドがカウンターパーティ・リスクを負う場合、当ファンドは、常にこれらの取引に関連するカウンターパーティ・リスクを軽減するために、担保として認められる有価証券を受領することができます。受領した担保のポートフォリオは、その評価額が通常当ファンドが負うカウンターパーティ

ィ・リスクの水準以上となるように日次調整されます。この調整は、当ファンドが負うカウンターパーティ・リスクの水準の全体的な中和を確保することを目的とします。

当ファンドが受領する担保は、当ファンドがその所有権を全て所有する形で当ファンドに提供され、保管会社の帳簿上当ファンドの計算書に記載されます。このように、当ファンドの資産には受領した担保が計上されます。カウンターパーティの債務不履行の場合、当ファンドは、保証取引の一部であるカウンターパーティの当ファンドに対する債務を消滅させるために、カウンターパーティから受領した資産を処分することができます。

このような枠組で当ファンドが受領する担保は、主に流動性、評価、発行体の信用の質、相関、有価証券の運用に関連するリスク、および利用可能性などの観点から、適用される法令により規定される基準を遵守するものでなければならず、特に以下の条件に従っていなければなりません。

- (a) 事前の評価に近い価格で迅速に売却可能であるために、高品質かつ非常に高い流動性を有し、規制市場または価格形成に透明性を有する国際的な取引システムにおいて取引されているものでなければなりません。
- (b) 少なくとも日次の時価で評価が行われているものでなければならず、また、割引が十分慎重に適用される場合を除き、価格変動が激しい資産は担保として認められません。
- (c) カウンターパーティから独立した事業体により発行されたものでなければならず、カウンターパーティの業績と高い相関を有するものであってはなりません。
- (d) 国、市場および発行体の観点で十分に分散化されていなければならず、同一の発行体のエクスポージャーの上限を当ファンドの基準価額の20%としなければなりません。
- (e) カウンターパーティとの協議を行うことなく、またカウンターパーティから認可を受けることなく、いつでも当ファンドの管理会社によって全額現金化できるものでなければなりません。

上記 (d) の条件にもかかわらず、当ファンドは

- ・ (i) EU加盟国、(ii) EU加盟国の1つ以上の地方自治体、(iii) EU加盟国以外の国、(iv) 1つ以上のEU加盟国が属する公的な国際機関により付与される担保であり、かつ
- ・ 6回以上に分割されて付与され、各付与における金額が当ファンドの資産の30%以下である担保である場合に限り、当ファンドの基準価額の20%超に相当する同一の発行体のエクスポージャーで一括して担保を受領することができます。

当ファンドが上記の条件に従って受領する担保には、以下のものが含まれます。

- (i) 流動資産または同等物（特に、短期銀行資産および短期金融市場商品を含む。）
- (ii) OECD加盟国、その地方公共団体、もしくは国際的な性質を有するコミュニティもしくは地域の機関、またはその他の国によって発行または保証された債券で、上記 (a) ないし (e) の条件を全て満たすもの
- (iii) 基準価額が日次で計算され、AAA またはそれに相当する格付が付与されたマネー・マーケット・ファンドが発行する持分証券またはユニット
- (iv) 主として債券/持分証券に投資する UCITS が発行する持分証券またはユニットで、以下の (v) および (vi) に示されているもの
- (v) 優良な発行体により発行または保証され、適切な流動性を有する債券
- (vi) EU加盟国の規制市場、OECD加盟国の株式市場、またはその他の国の株式市場において取引を許可されまたは取引され、上記 (a) ないし (e) の条件を全て満たし、かつ優良な指数に含まれている持分証券

割引に関するポリシー：

当ファンドの管理会社は、当ファンドが受領する担保に証拠金を適用します。適用される証拠金は、以下の基準により決定されます。

- 担保として受領する資産の性質
- 担保として受領する資産の満期（該当する場合）
- 担保として受領する資産の発行体の格付（該当する場合）

受領した担保の再投資

非現金形式により受領した担保は、売却または再投資されることはなく、担保に供されることもありません。

管理会社は、現金による担保を、その裁量により以下のいずれかの方法により受領します。

- (i) 対応可能な機関に預ける。
- (ii) 適格債に投資する。
- (iii) 健全性規制に従う金融機関により実行されること、かつ UCITS がいつでも未払利息考慮後の現金

総額を引き出すことが可能であることを条件とする売戻取引に使用する。

- (iv) ヨーロッパの金利連動型ミューチュアル・ファンドの共通の定義のためのガイドラインにより定義される短期金利連動型ミューチュアル・ファンドに投資する。

再投資された現金の担保は、非現金による担保に適用される要件に従って、分散化されなければなりません。

リスク・プロフィール:

当ファンドの受益者の資金は、主に管理会社が選定した金融商品に投資されます。これらの金融商品は、市場動向の影響を受けます。

当ファンドの受益者は主に以下にあげるリスクにさらされます。

コモディティーへの投資に関するリスク

商品市場は伝統的な市場と相関関係がありません。指数は商品先物契約に基づいて計算されるため、投資家はこれらの金融商品に伴う流動性リスクにさらされます。先物契約に基づき算出される指数は、特に当該先物契約の満期時にロールオーバーコストの影響を受けます。商品先物契約の価格の変動およびそのロールオーバーコストは、特に原資産となるコモディティーの価格の変動、その現在および予測される将来の生産、予測される天然埋蔵量の水準、気候上および地理的な環境、保管および輸送の費用（ただしこれらに限定されません。）による影響を受けます。

キャピタルロス・リスク

投資元本は保証されるものではないため、投資家はキャピタルロス・リスクを負います。特に投資期間の間のベンチマーク指数の運用実績がマイナスである場合、投資金額の全部または一部を回収できない可能性があります。

流動性リスク（発行市場）

当ファンド（またはその先物金融商品のカウンターパーティのうちの1社）がそのエクスポージャーを調整し、それによりこのエクスポージャーに関連するマーケットが制限もしくは閉鎖される、または大幅な売買価格の乖離の影響を受ける場合、当ファンドの評価額および／または流動性に悪影響が及ぶ場合があります。取引量が少ないためにベンチマーク指数の複製（リプリケーション）につながる取引を実行できない場合、受益証券の募集、転換、または償還に関連する手続にも影響が及ぶ可能性があります。

上場地の流動性リスク

当ファンドの相場は、その基準価額から乖離する可能性があります。上場地における当ファンドの受益証券または持分証券の流動性は、特に以下の要因による中止によって影響を受ける可能性があります。

- i) ベンチマーク指数の算出の中止または停止
- ii) ベンチマーク指数に使用される原資産の市場の停止
- iii) 特定の上場地において当ファンドの基準価額の入手または計算が不可能となる場合
- iv) マーケットメーカーが該当する市場に適用される規則に違反する場合
- v) 該当する市場の情報システムまたは電子システムの障害

カウンターパーティ・リスク

当ファンドは、契約締結または取引のカウンターパーティの倒産、支払不履行またはその他の種類の債務不履行に係るリスクにさらされています。特に、ソシエテ・ジェネラルまたはその他のカウンターパーティとの店頭取引による先物金融商品の利用に伴うカウンターパーティ・リスクにさらされています。UCITS規則に従い、同一のカウンターパーティのカウンターパーティ・リスクは、（カウンターパーティがソシエテ・ジェネラルまたは他の事業体であるかにかかわらず）当ファンドの資産総額の10%を超えることができません。

カウンターパーティについて債務不履行が発生する場合には、先物金融商品に関する契約を解除することができます。この場合、当ファンドは、当該債務不履行発生時の市況を踏まえ、先物金融商品に関連する別の契約を第三者のカウンターパーティと締結することにより、運用目的の達成に全力を尽くします。

このリスクの顕在化は、運用目的、特にベンチマーク指数の複製（リプリケーション）を達成するための当ファンドの能力に顕著な影響を与える可能性があります。

先物金融商品のカウンターパーティとしてソシエテ・ジェネラルが関与する場合、当ファンドの管理会

社および先物金融商品のカウンターパーティとの間の利益相反が生じる可能性があります。管理会社は、これらの利益相反リスクを特定および制限すること、ならびに該当する場合公正な解決を確保するための手続を策定することにより、これらの利益相反リスクを管理しています。

先物契約のロールに関するリスク

ベンチマーク指数は、商品先物契約により構成されているため、エクスポージャーの水準を保つために、毎月ロールオーバーが必要です。先物契約のロールは、(いずれの場合においても先物契約の満期の前に)先物契約のポジションを満期の近いより長い期日のポジションに乗り換えることです。

投資家は先物契約のロールの間に投機的リスクにさらされます。市場の構造によっては、この現象は、毎月のロールの間に当然に損失を生じさせる可能性があり、それにより、特に当ファンドの持分に長期で投資する場合に、UCITSのパフォーマンスと当該先物契約の原資産のショート・ポジションのパフォーマンスとの差異に、徐々に重大な悪影響を及ぼし、かつ、累進的な影響を与える可能性があります。

運用目的が部分的にしか達成されないリスク

運用目的が達成されるという保証はありません。実際にはベンチマーク指数を自動的かつ継続的に複製(リプリケーション)できる資産や金融商品はなく、特に以下にあげる1つ以上のリスクが生じる場合があります。

デリバティブ商品の利用に関するリスク

当ファンドは、投資目的を達成するために、特にスワップ契約の形態によりベンチマーク指数のパフォーマンスを得ることが可能な店頭取引の先物金融商品を利用しています。これらの先物金融商品により、先物金融商品の段階において、カウンターパーティ・リスク、ヘッジに影響を与える事象、ベンチマーク指数に影響を与える事象、税制に関連するリスク、規制に関連するリスク、オペレーショナル・リスクおよび流動性リスクなどの一連のリスクがもたらされる可能性があります。これらのリスクは、先物金融商品に直接的な影響を及ぼす可能性、および先物金融商品の取引の調整または解除をもたらす可能性があります、それにより当ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

税制の変更にに関するリスク

当ファンドが設定され、販売が許可され、または上場された国のいずれかにおける税法が変更された場合、投資家に関する税務上の取扱いに影響が及ぶ可能性があります。このような場合、管轄税務当局になされるべき支払に関して、当ファンドの管理会社は投資家に対して一切責任を負いません。

原資産に影響を与える税制の変更にに関するリスク

当ファンドの原資産に適用される税法に変更がある場合、当ファンドに関する税務上の取扱いに影響が及ぶ可能性があります。この結果、想定された税務上の取扱いと、当ファンド(および/または先物金融商品のカウンターパーティ)に実際に適用される税務上の取扱いに乖離が生じる場合、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

規制に関するリスク

当ファンドが設定され、販売を許可され、または上場された国の規制が変更された場合、受益証券の募集、転換および償還の手続に影響が及ぶ可能性があります。

原資産に適用される規制に関するリスク

当ファンドの原資産に適用される規制が変更された場合、受益証券の募集、転換、償還の手続に影響が及ぶ可能性があり、同様に当ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

ベンチマーク指数に影響を与える事象に関するリスク

ベンチマーク指数に影響を与える事象が発生した場合、管理会社は、適用法令の条件および制限に従い、当ファンドの受益証券の募集および償還を中止しなければならない場合があります。また、当ファンドの基準価額の算出にも影響が及ぶ可能性があります。

当該事象が継続する場合、当ファンドの管理会社は採用すべき措置を決定し、それにより当ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

「ベンチマーク指数に影響を与える事象」とは、以下の状況を意味するものと認識されています。

- i) ベンチマーク指数が不正確である、または市場の実際の発展を反映していないとみなされている。
- ii) ベンチマーク指数が、当該指数の提供者によって完全に廃止されている。

- iii) 当該指数の提供者が、ベンチマーク指数の水準または評価額を提供することができない。
- iv) 当該指数の提供者によるベンチマーク指数の公式または計算方法に関する重大な変更で、当ファンドが合理的な費用で有効に複製できなくなるもの（ベンチマーク指数の原資産の調整または構成銘柄間での加重等軽微な修正を除く。）
- v) ベンチマーク指数の1つ以上の構成銘柄が、組織化された市場での上場が中止されることでその流動性を失い、または1つ以上の店頭取引される構成銘柄（例えば債券等）の流動性が失われること。
- vi) ベンチマーク指数の構成銘柄が、取引実行、証券と資金の同時決済、または特定の財務上の制約に関連する取引手数料による影響を受け、当該手数料がベンチマーク指数の業績に反映されないこと。

有価証券取引に関するリスク

ベンチマーク指数の原資産の発行体が、当ファンドによる有価証券取引に対して、当ファンドによる当該有価証券取引に対する評価（および/または先物金融商品における当ファンドのカウンターパーティによる当該有価証券取引に対する評価）をもたらした事前かつ公式な公表と矛盾する、想定外の見直しを行った場合、特に、当ファンドによる当該有価証券取引の実際の取扱いが、ベンチマーク指数が用いた方法における当該有価証券取引の取扱いと異なる場合には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

ユニットAccに連動する為替リスク（ユーロ/米ドル）

上記の受益証券のクラスは、ベンチマーク指数以外の通貨で上場されている限り為替リスクにさらされます。このため、ベンチマーク指数の評価額が上昇しても、為替レートの変動により、上記の受益証券のクラスの基準価額が減少する可能性があります。

法的リスク

当ファンドは、規則（EU）2015/2365に規定されるトータル・リターン・スワップ（以下「TRS」と表記）契約の締結に関する法的リスクを負います。

購入者および典型的な投資家プロフィール:

当ファンドは誰でも購入できます。

当ファンドを購入する投資家は、商品市場、特に金属および農産物（ソフトコモディティ）の市場のパフォーマンスに対するエクスポージャーを得ることを希望されています。

当ファンドに対する合理的な投資金額は、各投資家の個人的な状況によって異なります。投資額を決定する上で、投資家の皆様は個人資産および/または不動産、現在および今後5年間の現金必要額に加えて、自身のリスク選好度や、反対に慎重な投資を選好するかということも考慮しなければなりません。また、当ファンドのリスクにのみエクスポージャーを取ることを避けるために、十分な分散投資を行うことを推奨します。

従って投資家の皆様には、ご自身の資産運用アドバイザーとご自身の状況を検討されることをお勧めします。

推奨される投資期間は最短で5年以上です。

税制に関する表示:

投資家の皆様は、以下の情報が、現行のフランスの税法の下で、フランスにおけるミューチュアル・ファンドへの投資に適用される税制の全般的な要約に過ぎないという点に留意する必要があります。従って投資家の皆様は、ご自身の個人的な状況をご自身の税務顧問と共に検討する必要があります。

1. 当ファンド

フランスでは、当ファンドの共有により法人税が自動的に免除され、一定の透明性からの利益がえられます。このように、当ファンドがその運用を通じて回収し得た所得は、当ファンドの段階では課税されません。

当ファンドの運用が行われているフランス以外の国では、当ファンドが運用の一環として受け取る、フランス以外の国の譲渡可能証券の売却によるキャピタル・ゲインおよびフランス以外の国で得られた所得は、該当する場合（通常源泉徴収税により）課税の対象となります。適用ある租税協定が存在する場合には、一定の限定された場合においてフランス以外の国の課税について減免が可能となる場合があります。

2. 当ファンドの受益者

フランス非居住者である受益者

適用される租税協定に従い、特定の状況では、当ファンドの分配金は、フランスにおいて課税または源泉徴収税の対象となることがあります。

さらに、当ファンドの受益証券の購入/売却によるキャピタル・ゲインは、原則として非課税とされます。

フランス国外に居住する受益者には、居住国において適用される税法の規定が適用されます。

FATCAに関する情報

フランスおよび米国は、米国以外の国に金融資産を保有する米国納税者の脱税に対処することを目的とする米国法であるFATCAのフランスにおける導入に関して、モデル1の政府間協定（以下「IGA」と表記）に署名しました。「米国納税者」とは、米国市民もしくは米国居住者である自然人、米国において設立されたもしくは米国連邦法もしくは米国のいずれかの州法に基づき設立されたパートナーシップもしくは会社、(i) その運営に関するすべての問題に対して、米国内に所在する裁判所が法に基づき命令もしくは決定を行う権限を有する信託で、(ii) その重要な決定すべてに関する支配権を1人以上の米国納税者が有する信託、または米国市民もしくは米国居住者であった被相続人の遺産をいいます。

当ファンドは米国税務当局に「報告金融機関」として登録されています。そのため、当ファンドは、フランスの税務当局に対し、2014年以降について、特定の米国納税者またはFATCAの非参加者とみなされる非米系金融機関の保有およびそれらに対する支払金額に関する情報を提供することが求められています。これらの情報は、フランスおよび米国の税務当局間の自動的情報交換の対象となります。投資家は、そのFATCA上の地位を（場合により）金融仲介業者または管理会社に証明する必要があります。

当ファンドが、フランスで施行されたIGAに基づくその義務を履行することにより、当ファンドはFATCAを遵守するものとみなされ、米国に由来する特定の収入または手取金に対するFATCAに基づく源泉徴収税が免除されます。

IGAに署名していない法域に所在する口座保有機関を通じて受益証券を保有する投資家の皆様には、当該口座保有機関にそのFATCAに関する意向を問い合わせることをお勧めします。さらに、特定の口座保有機関は、FATCAに基づくその義務または口座を保有する国における義務を遵守するために、投資家から追加的な情報を収集することを要求される場合があります。また、FATCAまたはIGAに基づく義務の範囲は、口座保有機関が所在する法域により異なります。したがって、投資家の皆様はご自身の税務顧問と検討する必要があります。

詳細は、管理会社に目論見書一式をご請求のうえ入手いただくことができます。

- ・ 基準価額は、リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメントの本社から入手できます。CIUの目論見書一式および最新の年次および定期的な文書は、受益者よりリクソー・インターナショナル・アセット・マネジメント 17, cours Valmy - 92800 Puteaux, France宛に書面で請求後1週間以内に送付されます。
- ・ AMF (フランス金融市場庁) による承認日：2006年7月7日
- ・ ファンド設定日：2006年8月7日

運用状況の報告

ユニットAccの基準価額は、当会計年度中に2.72%下落し、2018年6月29日現在16.797ユーロとなりました。設定以来のパフォーマンスは1.31%の上昇でした。

当ファンドは、上場されている多様な商品先物契約のバスケット（エネルギー関連を除きます。）における総利回りを表象する、米ドル建てのトムソン・ロイター／コアコモディティ－CRB（除くエネルギー）トータル・リターン指数のパフォーマンスを複製（リプリケーション）するものです。

この指数は、当会計年度中に0.32%上昇しました。ユニットAccは通貨が指数と異なるため、基準価額は為替リスクの影響を受けます。当会計年度中、ユーロは米ドルに対して2.37%上昇しました。

UCITSおよびベンチマーク指数の年間パフォーマンスの差は、以下のさまざまなパラメータの結果により説明できます。

- 運用・管理報酬および事務管理報酬
- 複製される指数に関連する有価証券の現地市場にアクセスするための費用
- 指数の複製の一環として利用される商品に関連する費用または利益

当ファンドは、ベンチマーク指数のパフォーマンスとの相関関係を可能な限り最大限に追求し、その投資目的の達成を可能とするために、1つ以上の店頭取引スワップ契約の締結という間接的な複製（リプリケーション）方法を採用します。これらのスワップ契約は、貸借対照表上の資産（担保として受領したすべての有価証券を除く。）から構成される当ファンド資産の評価額を、ベンチマーク指数を構成する有価証券の評価額に交換することを目的とします。

当ファンドが資産として保有する有価証券は、ベンチマーク指数を構成する有価証券、ならびに小型株を含む、あらゆる証券取引所に上場されているすべての経済セクターの他のヨーロッパの有価証券から構成されています。

ベンチマーク指数に対するエクスポージャーをふまえて、当ファンドのリスクおよび利回りのプロファイルは、カテゴリ－5に分類されています。

2018年6月29日、当ファンドのトラッキング・エラーは0.0152%となりました。当会計年度中の目標トラッキング・エラーは0.08%でした。

目標トラッキング・エラーと実際のトラッキング・エラーとの乖離はそれほど大きなものではなく、会計年度期首に設定された目標トラッキング・エラーを遵守するものでした。

当ファンドの指数連動型スワップのカウンターパーティは、ソシエテ・ジェネラルです。

過去のパフォーマンスを示す数値であり、将来の業績の確実な指標となるものではありません。

規制情報

名義書換手数料（未監査）

該当するものではありません。

管理会社の議決権行使に係る方針およびその実施状況に関連する様々な文書および報告書を投資家に提供する規定

管理会社によるCIUの議決権行使やその実施に関連して管理会社により報告された「議決権行使に関する方針」は、AMF（フランス金融市場庁）一般規則第322-75条、第322-76条および第322-77条に基づき、管理会社のウェブサイトまたは本店（要請があった場合）にて入手することができます。

CIUの全般的なリスク

管理会社がCIUの全般的なリスクを測定する手法として、コミットメント手法が選択されています。

ESG基準

フランス通貨金融法典第 L. 533-22-1 条および第 D. 533-16-1 条に従います。

1. 環境、社会およびガバナンス（ESG）の基準に関する記載（リファレンス II-2）

リクソーは国際連合責任投資原則の署名機関であり、環境、社会およびガバナンス（ESG）を投資判断に組み入れるために設定した評価および実務を規定する責任投資方針を採用しています。リクソーのSRIポリシーはLyxor.comで入手可能です。SRIポリシーは毎年改定されます。

以下は当ファンドのSRIポリシーに記載される主要事項です。

a) ESG 要素として考慮されるための主な基準の性質およびそれらを選択する理由の記載（リファレン

スⅢ-1-a)

当ファンドは、禁止されているまたは物議を醸す武器（対人地雷、クラスター爆弾および劣化ウラン兵器）に関連する行為への関与により防衛セクター・ポリシーの適用によって除外される企業を除外します。

b) ESG 要素の遵守に関連する基準に基づく発行体の分析に使用する一般的な情報の記載（リファレンスⅢ-2）

ESG のリスクおよび機会を伝統的な財務分析および投資判断に明確に組み入れる際には、システムティックなプロセスおよび適切なリサーチ・ソースに基づく必要があります。組入プロセスにあたっては、ESG 要素による企業の財務面における（ポジティブおよびネガティブな）潜在的な影響に焦点がおかれ、それにより投資判断に影響がおよぶ場合があります。

リクソーは以下の外部の財務格付機関を含む多様な外部の情報源を利用しています。

- ・ISS-エシックス（ISS Ethix）：その防衛ポリシーに違反すると認められる企業を特定します。
- ・サステナリティクス（Sustainalytics）：リクソーが採用する規範および基準または／ならびに物議を醸す分野および製品に関連する規制基準に対する著しい度重なる違反に関連する企業を特定します。
- ・ISS 議決権行使アドバイザー：企業のガバナンスのパフォーマンスに関する調査およびリクソーの議決権行使ポリシーに基づく議決権行使に関する助言を求めます。
- ・MSCI およびサステナリティクスの ESG リサーチ：ESG 要素を統合します。
- ・ヴィジオ・アイリス（Vigeo-Eiris）：非上場の中小企業・中堅企業（SME/ETI）の資産に適用されるその ESG 分析および格付手法を策定します。

個別のトピックに対する提案およびデューデリジェンス・プロセスの要求に従って厳格に選考されたうえで提携が行われています。

c) ESG 分析の方法および結果の記載（リファレンスⅢ-3a）

20 か国近くにおける 80 を超える数の上場または非上場の有価証券が除外対象とされています。

運用チームから完全に独立するリスク部門により（取引前および取引後に）具体的に管理されます。いかなる違反も全て迅速な解決のためにファンドマネージャーに報告されます。取引後の管理は基準価格算出毎に行われます。

スワップ型のビークルについてはデリバティブ商品の財務説明に関する報告が毎月行われます。

d) 投資方針への ESG 要素の分析結果の組入の程度に記載（リファレンスⅡ-2-d）

上記に記載された除外はファンドが保有する資産の 100%に適用されます。

2. 気候リスクの組入およびエネルギー移行への寄与に関する記載（リファレンスⅡ-2）

リクソーは、ビークルに応じたアプローチにより ESG および炭素リスクの格付能力を徐々に拡大していきます。

第一段階として投資対象の GHG 排出量を測定し、投資家に現在の投資先の排出量に関する指標を提供します。リクソーは、気候変動により発行体に生じる移行リスクを考慮および測定するために入手可能な指標およびデータを慎重に分析し、今回これらの事項についての報告を実施しないこととしました。リクソーは、外部の提供者と協力し、今後移行リスクに関して報告および適切に反映するための知見を広めていきます。

免責事項

本文書は、MiFID（指令 2004/39/EC）に定義される「適格カウンターパーティ」または「プロ顧客」の資格を有する投資家のみを対象としたものです。

本書は情報提供のみを目的とし、ポートフォリオ・マネジメント会社に対して買付・販売もしくは募集または投資助言を構成するものではなく、いかなる契約または約束の根拠として使用されるべきではありません。

本書に含まれる情報は、入手可能な様々な定評ある情報源による特別な財務データに基づくものです。しかしながら、当該情報の有効性、正確性、網羅性、関連性および完全性については、ポートフォリオ・マネジメント会社によって保証されません。さらに、当該情報は、事前に通知されることなく変更される場合があり、ポートフォリオ・マネジメント会社は、本文書を更新または改訂する義務も負いません。当該情報は特定の時期に発せられたものであるため、常に変更の可能性がります。

ポートフォリオ・マネジメント会社は、本文書に記載される情報に関して、および本文書または本文書の信頼性に基づく決定に関して、一切の責任を負いません。

本文書を受領する方は、本文書に含まれる情報を、自らの利益を評価する範囲においてのみ使用することに同意いただきます。

当該情報または本文書の部分的または全体的ないかなる複製も、ポートフォリオ・マネジメント会社の事前の承認の表明を受けなければなりません。

リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメントは、金融市場庁 (Autorité des marchés financiers) による規制の対象となる、UCITS 指令 (2009/65/CE) および AIFM 指令 (2011/61/EU) の規定に従い投資事業に従事するポートフォリオ・マネジメント会社です。ソシエテ・ジェネラルは、フランスの健全性監督破綻処理機構 (Autorité de contrôle prudentiel et de résolution) から認可された金融機関です。

当会計年度における固定および変動の報酬の内訳

報酬を受領するのは、リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメントが運用する全てのビークルに時間が分割される74名のグループです。

リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメント	従業員数	固定報酬 (ユーロ)	変動報酬 (ユーロ)	合計 (ユーロ)
総数	74	6,066,070	3,896,435	9,962,505
規制対象者	20	1,813,532	1,906,435	3,719,967
うちマネジメント・チーム	15	1,123,932	713,500	1,837,432
うちその他の規制対象者	5	689,600	1,192,935	1,882,535

当会計年度にキャリートインタレストの支払いはありませんでした。

報酬の方針および慣行

リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメントにより支払われる報酬は、固定報酬によって構成され、経済状況により可能とされる場合には裁量的な割増金の形式による変動要素を含むことが可能です。この裁量的な報酬は、運用するビークルの業績と関連性を有しません (キャピタル・ゲインにおいて利益共有がされません。)

リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメントは、ソシエテ・ジェネラル・グループの報酬方針を適用します。ソシエテ・ジェネラル・グループの方針は、リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメントに関して、ファンドマネージャーのセクターに適用される、2011年6月8日付欧州議会および理事会の指令 2011/61/EU (以下「AIFM 指令」と表記) ならびに 2014年7月23日付欧州議会および理事会の指令 2014/91/EU (以下「UCITS V 指令」と表記) に記載される報酬に関する規定を考慮しています。

当該枠組内において、リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメントは、従業員の利益が投資家の利益と一致するように、一部繰り延べられる変動報酬を受領する従業員全てに対し、当該変動報酬の一部に関して、リクソー・グループの事業を代表する複数の投資ファンドにより構成されるインデックスに対するエクスポージャーの仕組みを採用しています。

リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメントの報酬方針は、FIA または UCITS のリスクプロフィールに一切影響を与えず、ビークルの財務管理に関連する利益相反の全てを対象とします。

報酬の方針の最新の詳細は、以下のウェブサイトにて入手することができます。

<http://www.lyxor.com/fr/menu-corporate/nous-connaitre/mentions-reglementaires/>

証券金融業務の透明性と金融商品の再利用に関する証券金融取引規制(SFTR)

(CIUの会計通貨)

1. 一般情報

1.1. 貸付けられた有価証券および原資産の貸付可能な資産合計に対する金額 (現金および現金同等物を除くものとして定義される。)

	貸付けられた有価証券
貸付けられた資産の割合 (%)	-

1.2. 証券金融業務各種およびTRSにコミットされた資産の絶対額により表示される金額 (集団投資事業の通貨建て)、集団投資事業の運用資産に占める割合

	貸付けられた有価証券	借入れられた有価証券	レポ業務	リバースレポ業務	TRS
絶対額	-	-	-	-	116,889,033.16
運用資産に占める割合 (%)	-	-	-	-	98.71

2. 比率データ

2.1. 全ての種類の証券金融業務およびTRSに関する担保提供者上位10社 (受領する担保および原資産の金額の内訳および提供者の名称)

1	名称	ディアジオ
	金額	7,557,978.42
2	名称	ナショナル・エクスプレス・グループ
	金額	1,389,117.76
3	名称	ポルシェ・オートモービル・ホールディング
	金額	463,650.88
4	名称	マリנקロット
	金額	418,093.96
5	名称	ロイヤルメール
	金額	186,981.14
6	名称	ネオポスト
	金額	53,061.10
7	名称	シーエヌピー・アシュアランス
	金額	50,342.67
8	名称	イメリーズ
	金額	49,929.25
9	名称	ダノン
	金額	49,730.17
10	名称	ユーラゼオ
	金額	49,556.85

2.2. 証券金融業務各種およびTRSに関するカウンターパーティの主要10社(カウンターパーティの名称および進行中の業務の総量)

		貸付けられた 有価証券	借入れられた 有価証券	レポ業務	リバースレポ 業務	TRS
1	名称	-	-	-	-	ソシエテ・ジェネラル
	金額	-	-	-	-	116,889,033.16

3. 証券金融業務各種およびTRSの業務データの 카테고리別合計

3.1. 保証の種類および質

	貸付けられた 有価証券	借入れられた 有価証券	レポ業務	リバースレポ 業務	TRS
現金	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	10,268,442.20
格付	該当なし				

3.2. 担保の満期

	貸付けられた 有価証券	借入れられた 有価証券	レポ業務	リバースレポ 業務	TRS
1日未満	-	-	-	-	-
1日～1週間	-	-	-	-	-
1週間～1ヵ月	-	-	-	-	-
1～3ヵ月	-	-	-	-	-
3ヵ月～1年	-	-	-	-	-
1年超	-	-	-	-	-
無期限	-	-	-	-	10,268,442.20

3.3. 担保の通貨

		貸付けられた 有価証券	借入れられた 有価証券	レポ業務	リバースレポ 業務	TRS
1	通貨	-	-	-	-	英ポンド
	金額	-	-	-	-	9,134,077.32
2	通貨	-	-	-	-	ユーロ
	金額	-	-	-	-	716,270.92
3	通貨	-	-	-	-	米ドル
	金額	-	-	-	-	418,093.96

3.4. 証券金融業務およびTRSの満期

	貸付けられた 有価証券	借入れられた 有価証券	レポ業務	リバースレポ 業務	TRS
1日未満	-	-	-	-	-
1日～1週間	-	-	-	-	-
1週間～1ヵ月	-	-	-	-	-
1～3ヵ月	-	-	-	-	-
3ヵ月～1年	-	-	-	-	116,889,033.16
1年超	-	-	-	-	-
無期限	-	-	-	-	-

3.5. カウンターパーティが設立された国

		貸付けられた 有価証券	借入れられた 有価証券	レポ業務	リバースレポ 業務	TRS
1	国	-	-	-	-	フランス
	金額	-	-	-	-	116,889,033.16

3.6. 決済および清算

	貸付けられた 有価証券	借入れられた 有価証券	レポ業務	リバースレポ 業務	TRS
三者間	-	-	-	-	-
中央清算機関	-	-	-	-	-
二者間	-	-	-	-	116,889,033.16

4. 担保の再利用に関するデータ

非現金形式により受領した担保について、売却、再投資、または担保提供は行われません。

5. 証券金融業務およびTRSに関連して集団投資事業が受領する担保の保有

保管会社の数		1
1	名称	ソシエテ・ジェネラル
	金額	10,268,442.20

6. 証券金融業務およびTRSに関連して集団投資事業が提供する担保の保有

保管会社であるソシエテ・ジェネラル・エスエーは、管理会社の決定の規則性の監視、CIUのキャッシュフローの監視、およびCIUの資産の保管という3つの責任を果たします。

ソシエテ・ジェネラル・エスエーも、これらの任命により生じる可能性のある利益相反の管理を含め、最も厳格な品質基準に従って選択された、限定された数のサブ・カストディアンとともに業務を行っています。保管会社は、国内外の法令および国際的な規範に従って、利益相反の特定、防止および管理のために有効な方針を確立しています。

7. 各種証券金融業務およびTRSの収益および費用に関するデータ

当CIUは、ベンチマーク指標の値に対して当CIUの資産（または場合によっては当CIUが保有する他の資産）の評価額を取引する指数連動型店頭スワップを利用します。

これらのTRSに関連する収益および費用は、純資産計算書および純資産価額計算書に表示される業績と同様に、金融商品の評価にも含まれます。

効果的なポートフォリオ管理技術およびデリバティブ金融商品

a) 効果的なポートフォリオ管理技術およびデリバティブ金融商品によるエクスポージャー

- 効果的なポートフォリオ管理技術によるエクスポージャー：
 - 貸付けられた有価証券： -
 - 借入れられた有価証券： -
 - リバースレポ契約： -
 - レポ契約： -
- デリバティブ金融商品による潜在的エクスポージャー： **116,889,033.16**
 - 先物為替予約： -
 - 先物： -
 - オプション： -
 - スワップ： **116,889,033.16**

b) 効果的なポートフォリオ管理技術およびデリバティブ金融商品のカウンターパーティの特定

効果的な管理技術	デリバティブ金融商品 (*)
-	ソシエテ・ジェネラル
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-

(*) 上場デリバティブを除く。

c) カウンターパーティ・リスクを削減するためにUCITSから受領する担保

商品の種類	ポートフォリオ通貨による金額
効果的な管理技術	
- 定期預金	-
- 株式	10,268,442.20
- 債券	-
- UCITS	-
- 現金 (**)	-
合計	10,268,442.20
デリバティブ金融商品	
- 定期預金	-
- 株式	-
- 債券	-
- UCITS	-
- 現金 (**)	-
合計	-

(**) 現金口座はレポ契約による現金も含まれます。

d) 効果的な管理技術に関連する営業収益及び営業費用

営業損益	ポートフォリオ通貨による金額
- 利益 (***)	-
- その他の利益	-
収益合計	-
- 直接営業費用	-
- 間接営業費用	-
- その他の費用	-
費用合計	-

(***)ローンおよびリバースレポに対して受領する利益。

分配方針

ユニット米ドル：管理会社は、ファンドの収入の全てまたは一部を年1回以上分配および／または積立を行うことができます。

ユニット Acc：収入は積み立てられます。

II. ファンドの運用の経過

(イ) 基準価額等の状況

ユニット Acc (旧名称：ユニット C-ユーロ) についての第 12 期 (2017 年 7 月 1 日から 2018 年 6 月 29 日) の基準価額等の推移について



第 11 期末の基準価額 (2017 年 6 月 30 日) : 受益証券 1 口当たり
ユニット Acc (旧名称：ユニット C-ユーロ) 17.2672 ユーロ (約 2,167 円)

第 12 期末の基準価額 (2018 年 6 月 29 日) : 受益証券 1 口当たり
ユニット Acc (旧名称：ユニット C-ユーロ) 16.797 ユーロ (約 2,108 円)

パフォーマンス

ユニット Acc (旧名称：ユニット C-ユーロ) -2.72%

2017 年 6 月 30 日から 2018 年 6 月 29 日までのベンチマーク指数のパフォーマンス

ユニット Acc (旧名称：ユニット C-ユーロ) 0.32%

- (注1) 期中における基準価額の状況については、「III. 運用状況の推移」を参照。
- (注2) ファンドの投資信託財産に係る運用方針との関連については、「I. ファンドの仕組み (運用方針を含む)」および「III. 運用状況の推移」を参照。
- (注3) 便宜上、ユーロは 1 ユーロ=125.49 円の換算率 (2019 年 2 月 21 日現在の株式会社三菱UFJ 銀行における対顧客電信直物売買取相場仲値) により換算されています。以下同じ。
- (注4) ここに記載したパフォーマンスは申込および償還手数料、ファンドユニットのコストによる影響を考慮していません。
- (注5) ユニット Acc は指数と同一の通貨で評価されていないため、その基準価額は為替変動リスクの影響を受けます。当該期間中、ユーロは米ドルに対して 0.29%下落しました。

(ロ) 今後の運用方針

当ファンドの運用目的は、当ファンドのパフォーマンスとベンチマーク指数のパフォーマンスとの間のトラッキング・エラーを、可能な限り最小限に保ちながら、ベンチマーク指数の展開にかかわらず、そのパフォーマンスを複製することです。予想される通常の市場環境の下でのトラッキング・エラーは

0.08%です。

(ハ) 当期中に権利の確定した1単位当たりの収益分配金

ユニット Acc (旧名称：ユニット C-ユーロ) なし

III. 運用状況の推移

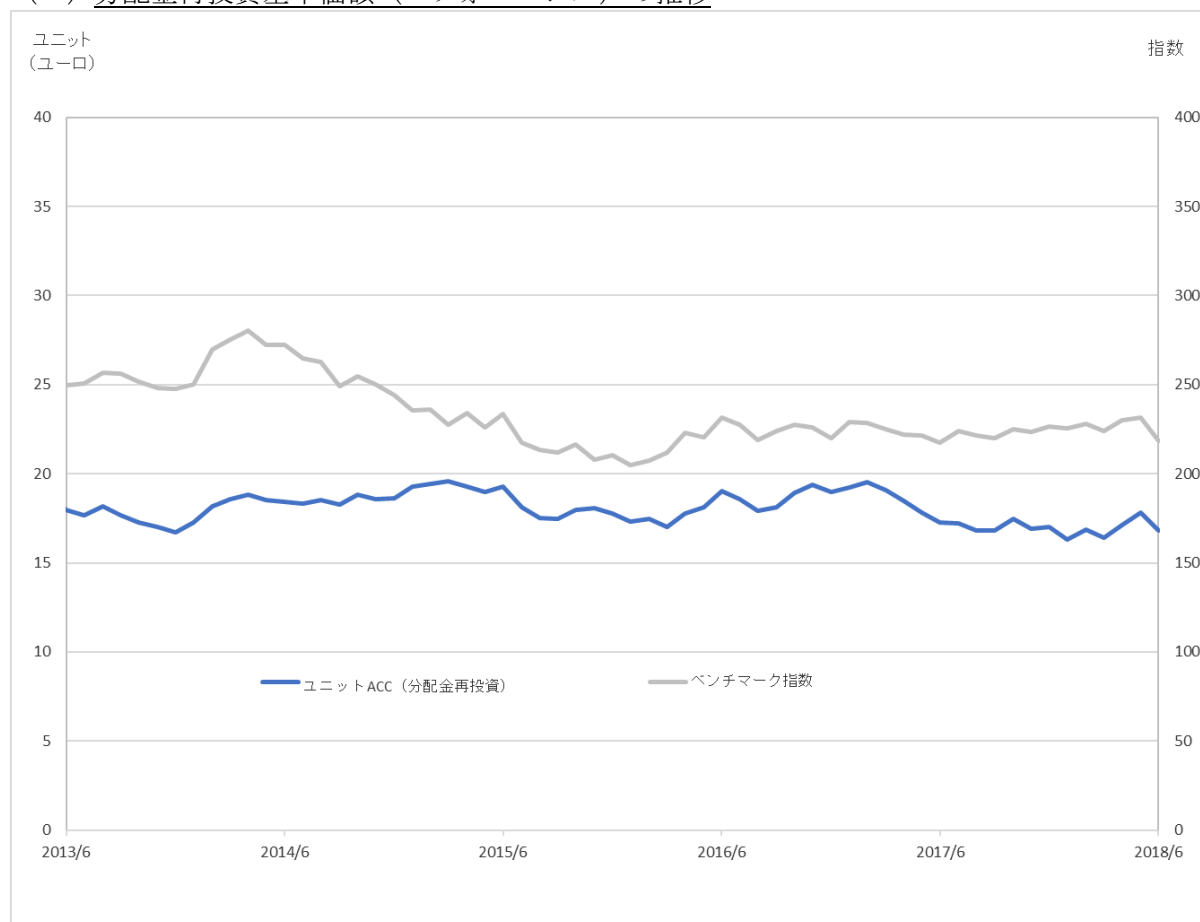
(イ) 基準価額等の推移

ユニット Acc (旧名称：ユニット C-ユーロ) についての各会計年度末の基準価額および、2017年7月1日から2019年2月末日までの各月末およびユニット Acc がマルチ・ユニット・ルクセンブルグ リクソーコモディティーズトムソン・ロイター／コアコモディティーズCRB (除くエネルギー) TR UCITS ETF のサブファン্ডに吸収された日 (2019年2月21日) の基準価額の推移、およびユニット米ドルについての各会計年度末の基準価額および2017年7月1日から償還日 (2018年5月18日) の基準価額の推移ならびにベンチマーク指数の推移

	ユニットACC		ユニット米ドル		トムソン・ロイター／ジェフリーズCRB(除くエネルギー)トータルリターン 指数の推移
	ユーロ	円	米ドル	円	
	基準価額				
第1会計年度末 (2007年6月29日)	16.73	2,099	-	-	228.44
第2会計年度末 (2008年6月30日)	18.26	2,291	-	-	290.78
第3会計年度末 (2009年6月30日)	14.00	1,757	1.95	216	201.57
第4会計年度末 (2010年6月30日)	17.85	2,240	2.17	241	226.50
第5会計年度末 (2011年6月30日)	21.4475	2,691	3.0976	344	324.98
第6会計年度末 (2012年6月29日)	20.7370	2,602	2.6316	292	278.56
第7会計年度末 (2013年6月28日)	17.9829	2,257	2.3375	259	249.84
第8会計年度末 (2014年6月30日)	18.4414	2,314	2.5249	280	272.08
第9会計年度末 (2015年6月30日)	19.2777	2,419	2.1479	238	233.32
第10会計年度末 (2016年6月30日)	19.0429	2,390	2.1155	235	231.67
第11会計年度末 (2017年6月30日)	17.2672	2,167	1.9694	219	217.53
第12会計年度末 (2018年6月29日)	16.7970	2,108	-	-	218.23
2017年7月末	17.2023	2,159	2.0281	225	224.17
2017年8月末	16.8313	2,112	2.0010	222	221.31
2017年9月末	16.8274	2,112	1.9893	221	220.15
2017年10月末	17.4448	2,189	2.0322	225	225.04
2017年11月末	16.9012	2,121	2.0152	224	223.30
2017年12月末	17.0183	2,136	2.0435	227	226.57
2018年1月末	16.3264	2,049	2.0338	226	225.65
2018年2月末	16.8556	2,115	2.0558	228	228.21
2018年3月末	16.3892	2,057	2.0156	224	223.89
2018年4月末	17.1300	2,150	2.0696	230	230.04
2018年5月末	17.8423	2,239	2.0425	227	231.63
2018年6月末	16.7970	2,108	-	-	218.23
2018年7月末	16.3578	2,053	-	-	213.11
2018年8月末	15.8739	1,992	-	-	205.77
2018年9月末	15.7250	1,973	-	-	203.60
2018年10月末	16.4038	2,059	-	-	207.32
2018年11月末	16.4345	2,062	-	-	207.68
2018年12月末	16.0084	2,009	-	-	204.36
2019年1月末	16.2545	2,040	-	-	208.41
2019年2月末	16.2192	2,035	-	-	206.48
2019/2/21	16.4367	2,063	-	-	208.50

- (注1) 便宜上、米ドルは1米ドル=110.95円の換算率(2018年5月18日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場仲値)により換算されています。以下同じ。
- (注2) ユニット Acc (旧名称: ユニット C-ユーロ) は2006年8月7日に設定されました。
- (注3) ユニット米ドルは2008年10月20日に設定されました。
- (注4) 2010年6月末日までは一口当りの純資産価額を少数点以下第2位までしか算出・公表しておりませんでした。
- (注5) 2014年2月12日に、リクソー ETF コモディティーズ トムソン・ロイター/ジェフリーズ CRB (除くエネルギー) TR は、リクソー UCITS ETF コモディティーズ トムソン・ロイター/コアコモディティ CRB (除くエネルギー) TR に名称変更され、指数名もロイター/ジェフリーズ CRB (除くエネルギー) トータル・リターンからトムソン・ロイター/コアコモディティ CRB (除くエネルギー) トータル・リターン指数に名称変更されました。
- (注6) 2018年5月18日に、ユニット米ドルは1口当たり2.0425米ドルで償還されました。2018年5月末のユニット米ドルの基準価額は最終基準価額算出日である2018年5月18日の数値です。
- (注7) 2019年2月21日付で、ユニット ACC はマルチ・ユニット・ルクセンブルグ リクソーコモディティーズトムソン・ロイター/コアコモディティ CRB (除くエネルギー) TR UCITS ETF のサブファンドに吸収されました。

(ロ) 分配金再投資基準価額 (パフォーマンス) の推移



- (注) 上記グラフは、分配金再投資基準価額(左軸)で、実質的なパフォーマンスを示すものです。ただし、上記期間中に分配金が支払われた実績はありません。

(ハ) 収益分配金の推移 該当なし

(二) 最近5年間の各会計年度末のユニットAcc (旧名称：ユニットC-ユーロ) の基準価額およびファンドの純資産総額等の推移



	基準価額	一口当たりの 分配金	パフォーマンス	ベンチマーク指 数のパフォーマンス	ファンドの 純資産総額 (ユーロ)
	ユニットAcc (ユーロ)	ユニットAcc (ユーロ)	ユニットAcc (%)	ユニットAcc (%)	
第7会計年度末 (2013年6月28日)	17.9829	-	-13.28	-10.31	213,276,882.64
第8会計年度末 (2014年6月30日)	18.4414	-	2.55	8.90	225,815,476.70
第9会計年度末 (2015年6月30日)	19.2777	-	4.53	-14.25	263,719,872.87
第10会計年度末 (2016年6月30日)	19.0429	-	-1.22	-0.71	193,921,376.58
第11会計年度末 (2017年6月30日)	17.2672	-	-9.32	-6.10	129,700,084.63
第12会計年度末 (2018年6月29日)	16.797	-	-2.72	0.32	118,419,575.98

IV. 報酬および費用ならびに役務の内容

費用の明細

項目	利率（税込み）	役務の内容
管理報酬およびポートフォリオ管理会社（CAC、保管会社、販売会社、弁護士）に支払われる外部管理報酬 ^(注1)	最高で、純資産額に対する年率0.35%	管理会社のサービスに対する対価
アウトパフォーマンス・フィー ^(注2)	該当なし	管理会社のサービスに対する成功報酬
名義書換手数料	該当なし	名義書換業務の銀行に対する対価

(注1) 取引手数料、アウトパフォーマンス・フィー、CIUへの投資に伴う諸手数料を除く、すべての手数料が含まれています。除かれる取引手数料には、仲介手数料（証券会社の取引手数料、株式市場税など）の他に、関連性がある場合には、特に保管会社や管理会社が徴収する可能性がある名義書換手数料も含まれます。

(注2) 本ファンドが目標リターンを上回るパフォーマンスを達成した場合に、アウトパフォーマンス・フィーが管理会社に供与され、本ファンドに請求されます。

V. 投資の対象とする有価証券の主な銘柄

2018年6月29日現在

	投資対象銘柄	数量	投資金額時価		投資比率 (%)
			(ユーロ)	(千円)	
1.	WELLS FARGO & CO	191,245.00	9,081,086.72	1,139,585.57	7.67
2.	ALPS ELECTRIC CO LTD	366,761.00	8,071,233.70	1,012,859.12	6.82
3.	DIAGEO	245,551.00	7,557,978.42	948,450.71	6.38
4.	FACEBOOK A	38,307.00	6,375,586.69	800,072.37	5.38
5.	AMAZON.COM	3,969.00	5,778,344.57	725,124.46	4.88
6.	INDITEX	191,341.00	5,598,637.66	702,573.04	4.73
7.	BERKSHIRE HATAW B	34,922.00	5,582,794.14	700,584.84	4.71
8.	APPLE INC	29,452.00	4,669,487.15	585,973.94	3.94
9.	KYOCERA CORP	93,539.00	4,518,414.90	567,015.89	3.82
10.	TERUMO CORP	90,894.00	4,463,040.42	560,066.94	3.77
11.	AENA SME SA	27,213.00	4,231,621.50	531,026.18	3.57
12.	NTT DOCOMO INC	193,818.00	4,230,093.21	530,834.40	3.57
13.	BANCO SANTANDER SA	794,594.00	3,648,775.65	457,884.86	3.08
14.	PPL CORP	141,178.00	3,452,213.52	433,218.27	2.92
15.	ITOCHU CORP	218,373.00	3,389,817.94	425,388.25	2.86
16.	mitsubishi UFJ FINANCIAL GROUP	684,691.00	3,341,293.90	419,298.97	2.82
17.	ALPHABET INC SHS C	3,088.00	2,950,732.05	370,287.36	2.49
18.	UNILEVER CVA	54,287.00	2,594,104.30	325,534.15	2.19
19.	ALPHABET INC	2,357.00	2,279,560.47	286,062.04	1.92
20.	ASTELLAS PHARMA INC	155,620.00	2,032,436.28	255,050.43	1.72
21.	DAIKIN INDUSTRIES LTD	18,499.00	1,898,196.00	238,204.62	1.60
22.	HOYA CORP	39,000.00	1,899,582.21	238,378.57	1.60
23.	mitsubishi CORPORATION	77,445.00	1,843,248.45	231,309.25	1.56
24.	TOYOTA MOTOR CORP	33,245.00	1,843,178.40	231,300.46	1.56
25.	UBS GROUP INC NAMEN AKT	119,043.00	1,573,583.46	197,468.99	1.33
26.	SWISS RE AG	20,636.00	1,525,428.21	191,425.99	1.29
27.	FANUC LTD	8,280.00	1,408,878.65	176,800.18	1.19
28.	NATIONAL EXPRESS GROUP PLC	305,893.00	1,389,117.76	174,320.39	1.17
29.	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	197,939.00	1,202,281.49	150,874.30	1.02
30.	SEVEN & I HOLDINGS CO LTD	31,752.00	1,186,123.75	148,846.67	1.00

上位 30 銘柄を含む投資有価証券時価総額は、122,705,900.77 ユーロ（約 15,398,363 千円）です。

(注) 投資比率は、投資総額に対してではなくファンドの純資産額に基づくものです。